

食料・農業・農村政策審議会企画部会(第115回, 2024年12月18日)に向けた意見

赤松利恵(お茶の水女子大学)

審議会での意見を反映させ資料を作成くださったことに、感謝申し上げます。事前説明および事前の資料を拝見したうえで、いくつか意見を述べさせていただきます。

1. 目次(1 ページ)

この目次が基本計画の構成になるかは、把握しておりませんが、本日の資料において、「国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム」が三番目に位置づいているのは、今回の改正を反映していないように思いました。「国民一人一人の食料安全保障」と「持続可能な食料システム」は、改正のポイントの①と②にあげられている項目であり、特に、「国民一人一人の食料安全保障」は、基本法の第2条の最初に述べられています。基本法と整合性のとれた基本計画の構成を期待します。

2. 合理的な価格形成(54 ページ)

審議会での意見「～消費者負担への配慮」について、改めて強調したく、コメントします。先日もニュースで、日本のエンゲル係数は、先進国 G7 の中で最も高いことが報道されました。消費者が生産にかかるコストを理解することも必要だと思いますが、消費者の負担軽減もご考慮いただきたい。農水ができることに限りがあるとは思いますが、消費者の視点も入れていただきたいと思います。

3. 国民理解の醸成(69 ページ)

先日の企画部会で、中嶋部会長がおっしゃった「消費者の行動変容を進めるためには、生産者や食品産業事業者、団体の関係者、行政の行動変容も必要ではないか」について、大いに賛同します。たとえば、14 ページに追加された「～食料自給率を高める観点から、国産野菜の需要喚起に向けた取組～」では、中食、外食を含む食品産業事業者の行動変容が必要不可欠です。そのことを考えると、この項の項目名が「国民理解の醸成」だと、国民のみに向けた内容にみえます。生産者や食品産業事業者、団体の関係者、行政の方々の自覚を促すためにも、項目名のご検討をお願いしたいと思います。

以上